

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月2日
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細井 一雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
【電話番号】	03(5456)3051
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐伯 正勝
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
【電話番号】	03(5456)3051
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐伯 正勝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式、新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当
	株式 50,625,000円
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 30,000,000円
	第2回新株予約権証券 580,000円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
	106,430,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	625,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1．新規発行株式（以下、「本新株式」という。）の発行については、平成25年9月2日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

なお、当社取締役会において本新株式の割当予定先の採決にあたっては、割当予定先ごとに順次採決を行い、割当を受ける、株式会社ティーオーコーポレーションの代表取締役であり当社代表取締役会長の犬島剛生、当社代表取締役社長の細井一雄、当社取締役の大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀は、特別の利害関係を有するため、自己の割当決議には参加いたしておりません。

2．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	625,000株	50,625,000	25,312,500
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	625,000株	50,625,000	25,312,500

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、25,312,500円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期日
81	40.5	1株	平成25年9月18日（水）	-	平成25年9月18日（水）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3．本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、本新株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4．申込み及び払込みの方法は、申込期日までに本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額の払込み及び後記申込取扱場所にて現物出資の目的となる財産の給付を行うものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジェクシード 管理本部	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行品川支店	東京都品川区南品川二丁目3番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社ジェクシード第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000,000円
各社債の金額(円)	金5,000,000円
発行価額の総額(円)	金30,000,000円
発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率1.5%(固定)
利払日	毎年9月30日及び3月31日
利息支払の方法	<p>1 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、平成25年9月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>2 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>3 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。</p> <p>4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。</p>
償還期限	平成28年9月17日

償還の方法	<p>1 償還金額、償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成28年9月17日にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 当社は、平成25年9月18日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下、「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>2 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。</p> <p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)</p> <p>30,000,000円</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期日	平成25年9月18日
申込取扱場所	株式会社ジェクシード 管理本部 東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
払込期日	平成25年9月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
 - (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
 - (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- 4 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告
- 本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、73円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価下発行による転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(本項第(2)号 に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額})}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下、「転換価額調整式」と総称する。)の取扱いは以下に定めるところによる。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金30,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年9月18日から平成28年9月17日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジェクシード 管理本部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<p>1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数</p> <p>当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。</p> <p>合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間</p> <p>当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項</p> <p>定めない。</p>
--------------------------	--

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合</p> <p>本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計6個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	29個(新株予約権1個につき50,000株)
発行価額の総額	580,000円
発行価格	新株予約権1個につき20,000円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.4円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年9月18日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェクシード 管理本部 東京都目黒区青葉台三丁目6番16号
払込期日	平成25年9月18日(水)
割当日	平成25年9月18日(水)
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 品川支店

(注)1. 第2回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成25年9月2日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジェクシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,450,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は50,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、73円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>106,430,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年9月18日から平成28年9月17日(但し、平成28年9月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジェクシード 管理本部 東京都目黒区青葉台三丁目6番16号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社横浜銀行 品川支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。但し、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了していない場合は、本新株予約権を取得することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、

「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
187,055,000	4,000,000	183,055,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(50,625,000円)、本新株予約権付社債の発行価額(30,000,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(580,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(105,850,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権の発行に伴う弁護士報酬及び価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用2,500,000円、登記関連費用1,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)500,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
技術者の採用	30	平成25年10月～平成26年1月
人財育成・教育	50	平成25年11月～平成26年7月
コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ	63	平成26年1月～平成26年12月
新規アライアンスのための調査費用	40	平成26年1月～平成26年12月

調達資金約183百万円は、主として以下のコンサルティング事業の強化及び新規ビジネスへの投資のための事業資金の一部に充当する予定であります。

技術者の採用：30百万円

コンサルティングを拡大する、あるいは新たなコンサルティングを開発、展開していくためには、常に優秀な人財を確保する必要があります。Oracle JD Edwards及びSAP技術者とプロジェクトマネージャー等、12名程度の採用に係る費用として、30百万円の充当を予定しております。平成26年1月までに全額を充当する予定であります。

JD E：日本オラクル株式会社のアプリケーション・ソフトのJD Edwards

SAP：SAPジャパン株式会社の提供するERPソフトウェア

人財育成・教育：50百万円

ERP導入コンサルティングの差別化を加速させるために、で記載した新規に採用する技術者の人財開発、JD E及びSAP技術者の教育費用として、50百万円の充当を予定しております。平成26年7月までに全額を充当する予定であります。

ERP：企業の基幹業務である会計管理、人事管理、給与管理等の基本システムを一元的に管理する基幹業務システム(Enterprise Resource Planning)

コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ：63百万円

SAPの導入コンサルティングでは、人事管理、会計管理を主体としてまいりましたが、これらに追加して新たに、販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理といったロジスティック領域のビジネスも立ち上げ、事業領域を拡大してまいります。また、人事管理の領域におきましては、企業の人材を可視化し、経営戦略に沿って育成、採用するプロセスを管理するタレントマネジメント機能に関してこの分野で定評がある米国のCornerstone社とも提携して新たな事業領域を確立してまいります。順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、SAP導入基盤の整備と新規ビジネスの立ち上げを行い、それらにかかる業務委託費、調査費、研修費等として、63百万円の充当を予定しております。平成26年12月までに全額を充当する予定であります。

新規アライアンスのための調査費用：40百万円

新規顧客の開拓、既存顧客の掘り起こしによる実績をさらに積み上げるべく、順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、新規アライアンスを発掘するための調査費、海外渡航費、業務委託費等として、40百万円の充当を予定しております。平成26年12月までに全額を充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

株式会社ティーオーコーポレーション

名称	株式会社ティーオーコーポレーション
本店の所在地	東京都中野区一丁目40番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 大島 剛生
資本金	15百万円
事業の内容	不動産賃貸、有価証券の保有・運用
主たる出資者及びその出資比率	大島 庸生 30% 大島 正範 30% 大島 崇示 30%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式2,849,000株を保有しております。
人事関係	当該会社の代表取締役である大島剛生は、当社の代表取締役会長を兼任しております。
資金関係	当社は当該会社より、資金の借入を行っております。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と当該会社との間で、システム保守の受託の取引を行っております。

a．割当予定先の概要

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要

細井 一雄

氏名	細井 一雄
住所	東京都中央区
職業の内容	当社代表取締役

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式60,000株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要

大島 貴之

氏名	大島 貴之
住所	東京都目黒区
職業の内容	当社取締役

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要

浜田 篤人

氏名	浜田 篤人
住所	神奈川県川崎市幸区
職業の内容	当社取締役

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式1,000株を保有しております
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a．割当予定先の概要

森川 孝秀

氏名	森川 孝秀
住所	埼玉県富士見市
職業の内容	当社取締役

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

<本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権証券の発行の目的及び理由>

当社は、従来より、企業の基幹業務である販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理、会計管理、人事管理、給与管理等の基本システムを一元的に管理する基幹業務システム（ERPシステム）の構築、またそれらの基幹業務システムを実現化するため、日本オラクル株式会社のアプリケーション・ソフトのJD Edwardsの導入業務並びにSAPジャパン株式会社のSAPの導入等のコンサルティングをメイン事業としてまいりました。しかしながら、経済環境の悪化やコストの増加に伴うプロジェクトの採算性低下等により業績が低迷し、平成19年12月期以降前期までの6期に渡り経常損失及び当期純損失を計上することとなり、財務体質の健全化と事業基盤の強化が急務となっております。

このような状況のもと、当社は、経営改革を平成24年4月より着手し、本業への回帰を視野に中期経営計画の策定プロジェクトの見直しと採算性の向上 外注費およびプロジェクト利益、品質管理の強化 営業体制の強化と事業部門の再編 既存顧客の再見直しと新規顧客およびパートナー戦略の策定 経費削減アクションの発動の緊急施策を実施してまいりました。昨年9月には、無担保社債型新株予約権付社債の発行により90百万円の資金を調達し、人財育成・教育、業種別テンプレート開発、新規アライアンス、海外戦略製品開発調査費用として充當いたしました。多様なベンダーのERPシステムを取り扱っており、それらの導入コンサルティングの他社優位性をより高めるためには、その中でも中核となるOracle JD Edwards及びSAPのコンサルタント人財に対する教育・研修を充當させることが最重要課題であるため、当初の充當計画より前倒して実行いたしました。また、GC_Smartオールインワンパッケージ for AccountingというOracle JD Edwards向けの会計テンプレートを保有しておりますが、業種ごとに対応可能なテンプレートの開発を行い、より短期間に、よりローコストでの導入を提案するため、システム・テンプレートを当社独自に開発いたしました。さらに、企業のグローバル化の推進を図るため、国内に導入されていない、画期的な新たなコンピュータソフト等の商材を確保すべく、リサーチとライセンス確保を行うための渡航及びリサーチを実施いたしました。これらの経営改革実施の結果、企業体質が改善され、前期第4四半期連結会計期間並びに当期第1四半期累計期間では、営業キャッシュ・フローがプラスに転じ、営業損益も黒字化いたしました。

今後もOracle JD Edwards及びSAPの導入コンサルティングに関する実績を活かし、当社の独自性及び他社優位性を強みに、更に競争力のある企業となることが不可欠です。これまでの多数のグローバル企業への導入実績の強みを背景として、加速する日本企業の海外進出に対する支援を視野に、外国人技術者の採用、英語教育の浸透、国際会計基準対応支援の加速化を図り、顧客企業のグローバル化支援のため、以下の施策をもとに、事業基盤を強化してまいります。

技術者の採用

当社は、公認会計士をはじめとした会計・人事・ITの専門的知識を有するコンサルタントにより、顧客企業に対してシステムコンサルティング、ビジネスコンサルティングを提供しており、その過程で数多くの「ノウハウ」を蓄積してきております。これらのコンサルティングを拡大する、あるいは新たなコンサルティングを開発、展開していくためには、常に優秀な人財を確保する必要があります。Oracle JD Edwards及びSAP技術者とプロジェクトマネージャー等、12名程度の採用に係る費用として、30百万円の充當を予定しております。

人財育成・教育

当社は現在多様なベンダーの基幹業務システム（ERPシステム）を取り扱っており、そのERP導入コンサルティングの他社優位性をより高めるため、その中でも中核となるOracle JD Edwards及びSAPのコンサルタント人財に対する教育・研修を充當させることが最重要課題であります。また、ERP導入コンサルティングの差別化を加速させる

ために、で記載した新規に採用する技術者の人財開発、J D E及びS A P技術者の教育費用として、50百万円の充当を予定しております。内訳としましては、Oracle JD Edwards関連で16百万円、S A P関連で20百万円、新規ビジネス関連で6百万円、人財開発コンサルタント関連で8百万円を予定し、それぞれ6ヶ月間の教育期間を見込んでおります。

コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ

長引く欧州の金融危機に加えアジアでの景気の減速を受け、依然として先行が極めて不透明な状況にあります。こうした経済環境の中、当社は主力事業であるシステムコンサルティング分野において、将来大きな成長が見込める有望な新規ビジネス案件の受注に注力するとともに、既存顧客案件の掘り起こしも加速し、コンサルティング事業の基盤強化を図ります。従来のS A Pの導入コンサルティングでは、人事管理、会計管理を主体としてまいりましたが、これらに追加して新たに、販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理といったロジスティック領域のビジネスも立ち上げ、事業領域を拡大してまいります。また、人事管理の領域におきましては、企業の人材を可視化し、経営戦略に沿って育成、採用するプロセスを管理するタレントマネジメント機能に関してこの分野で定評がある米国のCornerstone社とも提携して新たな事業領域を確立してまいります。順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、S A P導入基盤の整備と新規ビジネスの立ち上げを行い、それらにかかる業務委託費、調査費、研修費等として、63百万円の充当を予定しております。

新規アライアンスのための調査費用

E R Pを中心とするシステムコンサルティング分野においては、サービスメニューの多様性、多角性を活かし、一層の機能の差別化を図りプロジェクトの新規案件の獲得に邁進してまいりました。当期第1四半期累計期間においては積極的に新規顧客の開拓、既存顧客の掘り起こしを行った結果、優良案件は相当数増えつつあり、業績を大きく牽引することができる途上に着くことができました。実績をさらに積み上げるべく、順次計画的に6ヶ月乃至10ヶ月の期間を要しながら、新規アライアンスを発掘するための調査費、海外渡航費、業務委託費等として、40百万円の充当を予定しております。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで持続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応られるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記資金使途の額について変更する場合があります。

さらに強固な事業基盤を構築するためには人財の確保と教育が急務であり、上記資金使途、から優先的に支出し、本新株予約権の行使によって予定される資金調達の全部又は一部が実現できない場合、上記資金使途、は維持しつつ、借入金の追加融資依頼を行い、調達資金に不足がある場合にはさらに本新株式の追加発行等による資金調達で対応する予定です。

当社は、調達した資金をこれらの施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することが見込まれることから、下記のとおり、本資金調達方法による本資金調達が必要であると判断し、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

<本資金調達方法を選択した理由>

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による3つの方式を組み合わせることで資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入等による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から、事実上調達困難な状況でございます。また、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、困難と判断いたしました。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、調達した資金を前述の中長期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。当社が事業を推し進める上での自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担、中長期的な事業への資金調達を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた本資金調達方法が、最良であると判断いたしました。

(2) 本資金調達方法について

・第三者割当による本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権

本資金調達方法のうち、本新株式については現役員により一定額を引受けていただくことにより資金を確実に早く調達できることが大きな利点となっております。下記に記載のとおり既存株主の皆様が株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の検討にあたり、当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。このような中、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定候補であったマイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達の内、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引き受けに応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の割当予定先マイルストーン社は純投資が目的であるため、株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを表明しております。

流動性の向上

マイルストーン社は本新株予約権の転換及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、一定期間の経過後、当社取締役会決議により払込価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

3つの調達方法を組み合わせた理由としては、まず、本新株式については、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、短期間で確実な必要資金の調達及び自己資本の増強が図れるため、資金調達方法として選択いたしました。次に、本新株予約権付社債は、短期間で資金調達が可能であり、本新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加し資本の拡充にともなう財務基盤の安定化も期待できることから、マイルストーン社との協議により、許容の範囲で資金調達額を設定することとなりました。さらに、本新株予約権については、当社株価が、権利行使価格からマイルストーン社が想定する額を上回った場合、その都度権利行使を行うと伺っており、その都度入金となされ、中長期的な事業への資金として調達が可能となります。また、この権利行使により、自己資本の拡充が期待でき、行使期間中に資本政策の変更が必要になった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。

本資金調達により、自己資本の拡充による財務基盤の安定化と主力事業の強化を図ることができ、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えております。

<割当予定先を選定した理由>

株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

割当先である株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀(以下、「経営陣ら」という。)は当社の経営陣の資産管理会社及び経営陣であり、当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせていること等に鑑み、割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

マイルストーン社について

当経営陣らという割当予定先に加え、当社事業の進捗を図るため必要となる継続的な資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、経営陣ら以外の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成25年9月2日開催の取締役会決議において当社経営陣を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株式の発行、マイルストーン社に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業23社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られると考えて

おります。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、マイルストーン社が提出した大量保有報告書等に記載された行使実績からは、同社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、早期に確実な資金を確保し、適時の資金確保を図るという本資金調達の目的に合致するものと考えております。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

株式会社ティーオーコーポレーション	562,500株
細井 一雄	37,500株
大島 貴之	12,500株
浜田 篤人	6,250株
森川 孝秀	6,250株

本新株予約権付社債

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は410,958株であります。

本新株予約権

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は1,450,000株であります。

e. 株券等の保有方針

株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

経営陣らは本新株式を自ら引き受けることで、当社の経営改革及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく目的としているため、本株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、経営陣らから、払込期日より2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

マイルストーン社について

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。なお、昨年発行した第1回転換社債型新株予約権付社債では、当初、割当先の4社はいずれも中長期の保有方針を示していましたが、株式転換後の平成25年6月30日現在の株主名簿には記載がありませんでした。今後こうしたことが発生しないように今回の割当予定先の保有方針の確認については、純投資である旨の意向を表明しているマイルストーン社以外について、保有方針を確認するにあたっては当社の事業計画等を理解し、中長期にわたり株主として支援いただける引受先かを考慮して、十分な意思の確認を行いました。これらのものはいずれも当社の現役員であるため、長期的に保有する方針であると考えております。

f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について

当社は、株式会社ティーオーコーポレーションより、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、平成24年1月1日から平成24年12月31日に係る同社の第23期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が30百万円、営業利益が70百万円、経常利益が66百万円、当期純利益が65百万円、純資産が666百万円、総資産が1,018百万円であることを確認し、また、当社は同社より預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成25年8月6日現在の預金残高が54百万円であることを確認いたしました。

また、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀について、当社は同氏らより、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

マイルストーン社について

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成25年8月5日現在の預金残高が565百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は株式会社ティーオーコーポレーション及びマイルストーン社から、同社の役員が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、各割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社ジグダイ 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、細井一雄、大島貴之、浜田篤人及び森川孝秀については、当社取締役であることから、専門の調査機関等による調査は行っておりませんが、暴力団等の反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来におきましても同関係を有しない

ことに係る確認書を受領しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成25年8月30日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下、「JASDAQスタンダード」といいます。)における当社普通株式の終値81円と同値である81円といたしました。本新株式の発行価額の算定方法につき取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額82円(小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。)に対する乖離率は1.60%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均84円に対する乖離率は3.95%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額89円に対する乖離率は9.34%となっております。

本新株予約権付社債

当社は本転換社債型新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるかえでキャピタルマネジメント株式会社に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年8月30日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値81円を参考とし、1株当たり73円(ディスカウント率9.88%)に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均82円に対する乖離率は11.32%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均84円に対する乖離率は13.43%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均89円に対する乖離率は18.29%となっております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額については、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。なお、当社は、本新株予約権についても公正を期するため、かえでキャピタルマネジメント株式会社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年8月30日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値81円を参考として1株73円(ディスカウント率9.88%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均82円に対する乖離率は11.32%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均84円に対する乖離率は13.43%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均89円に対する乖離率は18.29%となっております。

上述の行使価格を踏まえて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関であるかえでキャピタルマネジメント株式会社による評価書を参考に、第2回新株予約権の1個当たりの払込金額を20,000円(1株当たり0.4円)といたしました。

本新株式の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、直近月において平成25年12月期第2四半期決算短信、平成25年12月期第2四半期累計期間業績予想との差異及び

通期業績予想の修正の適時開示を行っており、これら適時開示後の取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債及び新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社監査役全員も、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、転換価額及び発行価額については、かえでキャピタルマネジメント株式会社が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してかえでキャピタルマネジメント株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数625,000株、本新株予約権付社債の転換による株式数410,958株、本新株予約権の行使による株式数1,450,000株を合わせた発行済株式総数2,485,958株に係る議決権数は24,859個となり、当社の総議決権数101,140個（平成25年6月30日現在）に対しては24.58%の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社のコンサルティング事業については、回復傾向にはあるものの、本格的な回復には、なお時間を要する状況であることから、既存のコンサルティング事業の拡大及び新ビジネス領域の開拓のための資金調達を金融機関の借入に頼ることは難しい状況であります。また、前述のように公募増資等の他の資金調達には当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、困難であります。現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該費用の確保は必要であり、また今後も継続的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、それぞれ1株当たり73円あります。これは平成24年12月期の1株当たり純資産8.33円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権付社債及び新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去2期の1株当たり当期純利益は、平成24年12月期 17.53円、平成23年12月期 7.72円といずれもマイナスに留まっております。調達した資金をコンサルティング事業の強化と新ビジネス領域の開拓に厳選して投下し、早期の業績の回復を図り、最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(株)ティーオーコーポレーション	東京都中野区中央1丁目40-3	2,849,000	28.17%	3,411,500	27.08%
大島 幸子	東京都中野区	1,000,000	9.89%	1,000,000	7.94%
(株)ゼット	東京都中央区銀座8丁目15-3	454,500	4.49%	454,500	3.61%

井阪 健一	東京都世田谷区	437,800	4.33%	437,800	3.47%
海野 恵一	東京都港区	420,500	4.16%	420,500	3.34%
宮永 義鎮	東京都渋谷区	315,000	3.11%	315,000	2.50%
大島 剛生	東京都中野区	271,000	2.68%	271,000	2.15%
田原 弘之	東京都目黒区	172,900	1.71%	172,900	1.37%
寺島 順子	千葉県野田市	139,500	1.38%	139,500	1.11%
スウィングバイ2020(株)	東京都港区芝浦 4 丁目4-34	136,000	1.34%	136,000	1.08%
計	-	6,196,200	61.26%	6,758,700	53.64%

(注) 1. 平成25年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年6月30日現在の発行済株式総数に、株式会社ティーオーコーポレーション、細井一雄氏、大島貴之氏、浜田篤人氏、森川孝秀氏及びマイルストーン社に割当てる本新株式、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式及び本新株予約権の目的である株式を合算した総数2,485,958株(議決権24,859個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第49期有価証券報告書及び四半期報告書（第50期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第49期有価証券報告書の提出日（平成25年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年4月2日提出の臨時報告書）

当社は、平成25年3月28日開催の当社第49期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、大島剛生、細井一雄、井阪健一、大島貴之、浜田篤人、森川孝秀を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐藤烈臣、両國泰弘を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案					
大島 剛生	58,166	71	0	99.88	可決
細井 一雄	58,142	95	0	99.84	可決
井阪 健一	58,142	95	0	99.84	可決
大島 貴之	58,134	103	0	99.82	可決
浜田 篤人	58,144	93	0	99.84	可決
森川 孝秀	58,134	103	0	99.82	可決
第2号議案					
佐藤 烈臣	58,159	78	0	99.87	可決
両國 泰弘	58,168	69	0	99.88	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要素を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上

(平成25年5月7日提出の臨時報告書)

当社は、平成25年2月1日付で、東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(1) 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

訴訟の提起のあった裁判所 東京地方裁判所

訴訟の提起日 平成25年2月1日(訴状到達日 平成25年2月14日)

(2) 当該訴訟を提起した者の氏名、住所

商号 小宮法律事務所

本店所在地 東京都中央区京橋三丁目6番1号

代表者の役職・氏名 弁護士 小宮 清

(3) 当該訴訟が起されるに至った経緯

平成21年3月23日に開示をいたしました、「当社元代表取締役および当社元取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」及び「当社元代表取締役及び当社取締役に対する訴訟の提起のお知らせ」につきまして、事案を委任いたしました弁護士より当時の弁護士報酬の支払いにつき、当社との見解の相違がございました。話し合いにて解決せず、訴訟が提起されるに至ったものです。

(4) 当該訴訟の内容及び請求金額

訴訟の内容 「(3) 訴訟が提起されるに至った経緯に記載」の事案を委任致しました弁護士より当時の報酬の支払いを求めるもの

請求金額 1312万7100円(純資産に対する割合:18.3%)及びこれに対する平成24年2月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員

(5) 今後の見通し

かかる訴訟については、当社として債務は無いものと考えており、本件訴訟において、当社の考えを適切に主張していく所存です。

今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第50期第2四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月22日

株式会社ジェクシード
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井幸雄印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠田晴夫印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシード（旧社名 株式会社ＢＢＨ）の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェクシード（旧社名 株式会社ＢＢＨ）及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェクシード（旧社名株式会社B B H）の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジェクシード（旧社名 株式会社B B H）が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月12日

株式会社ジェクシード
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 幸雄 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠田 晴夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第50期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月22日

株式会社ジェクシード
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤井幸雄印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠田晴夫印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシード(旧社名 株式会社B B H)の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェクシード(旧社名 株式会社B B H)の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。